



歯の健康展

「健口」は「健康」につながる

無料

歯科医師による歯の健康相談や、歯の模型展示、フッ素塗布、調剤体験など歯とお口の健康に関する展示や体験がいっぱいのイベントです。

日 6/6(土) 10:00~14:00
場 区民センター(生玉寺町7-57)
一般社団法人 大阪市天王寺区 歯科医師会 フェイスブック▶



問 保健福祉課(健康推進) ☎ 06-6774-9882

お知らせ

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6/30(火)です。なお、3/17(火)以降に所得税の確定申告または市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

詳しくはこちら



問 なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税) ☎ 06-4397-2953

※問合せ可能日時/月~木 9:00~17:30 金9:00~19:00

後期高齢者医療保険料決定通知書を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。希望する方は、電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項 ▶ 住所・氏名・生年月日

問 窓口サービス課(保険年金) ☎ 06-6774-9956

マイナ保険証を使ってみませんか

マイナンバーカードを保険証として利用すると、過去の診療・薬剤情報などを活用した医療を受けやすくなったり、高額な医療費が発生した場合でも、書類での事前申請や高額な立替払が不要になるなどのメリットがあります。マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。医療情報の提供にも本人の同意が必要です。便利で安全なマイナ保険証への切替えをご検討ください。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

国税の納付はキャッシュレスが便利!

【キャッシュレス納付の3つのメリット】

- 自宅やオフィスから納付可能!
- PCやスマホで簡単手続き!
- 現金の準備が不要!

【キャッシュレス納付の種類】

- ダイレクト納付
- インターネットバンキングによる納付
- 振替納税(口座振替)
- クレジットカード・スマホアプリ納付

詳しくはこちら



問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25)

☎ 06-6772-1281(自動音声案内で2番を選択)

来署による相談は事前予約制です。

国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901(全国一律料金)

8:30~17:00(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)

天王寺区民ギャラリー 市民協働課(地域活動の支援) ☎ 06-6774-9734

日 6/16(火)~26(金)

展示グループ名 ピースおおさか

展示内容 戦争関係の収蔵資料等

日 6/29(月)~7/10(金)

展示グループ名 天王寺区老人クラブ連合会

展示内容 絵画、書、手芸、写真、彫刻等

令和8年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和8年度(令和8年4月~令和9年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和8年度の国民健康保険料は、次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和8年度 国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1	子ども・子育て支援金分保険料※2
平等割保険料(世帯あたり)	33,908円	10,845円		
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 × 34,990円	被保険者数 × 11,191円	介護保険第2号被保険者数 × 18,682円	被保険者数 × 1,841円
所得割保険料※3	算定基礎所得※4 金額 × 9.50%	算定基礎所得※4 金額 × 3.06%	算定基礎所得※4 金額 × 2.60%	算定基礎所得※4 金額 × 0.28%
最高限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

※2 子ども・子育て支援金分保険料の平等割保険料はかかりません。子ども・子育て支援金分保険料の均等割は、18歳以上均等割を含みます。

※3 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

※4 算定基礎所得は、前年中総所得金額等 -43万円となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。



●保険料の納付

国民健康保険料のご納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問 窓口サービス課(保険年金) ☎ 06-6774-9956

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して介護保険施設などへ入所等をした場合に、食費・居住費が軽減される認定証等の有効期限は7/31(金)です。更新を希望する方は6/30(火)までに申請してください。遺族年金、障がい年金を受給している方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付してください。

問 保健福祉課(介護保険) ☎ 06-6774-9859

区役所で行う無料相談 対 市内在住の方 ※体調不良の方は来庁を控えてください。

弁護士による法律相談

※同じ内容での繰り返しの相談はお控えください。

要予約(先着順) 無料
相談時間:1組30分以内(相談後の記録作成、入れ替わりの時間なども含む)

日 ①6/10(水) ②6/18(木) ③6/26(金)
④7/7(火) ⑤7/8(水)

いずれも13:00~17:00 定 各8組

申 ①6/3(水) ②6/11(木) ③6/19(金)
④6/30(火) ⑤7/1(水)

いずれも12:00~相談当日の10:00まで

予約専用電話 ☎ 050-1808-6070
AI電話で24時間受付

その他の専門相談 無料

不動産相談(不動産協会)	6/4・7/2(木)
社会保険労務士相談	6/8(月)
不動産相談(宅建協会)	6/9・16(火)
税理士相談	6/17(水)
司法書士相談	6/23(火)
行政書士相談	6/24(水)

いずれも13:00~16:00

受付12:50~15:30(区役所1階)

※予約は不要ですが、受付開始時の来場者で相談順を抽選し、以降先着順となります



問 事業戦略室(広聴広報) ☎ 06-6774-9683